

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が必要です。なお不足した場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の帰属及び還付

地方自治法第234条第4項及び沖縄県財務規則第105条第1項によります。なお、落札者の入札保証金は納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。なお、(1)による免除を求める場合は証書を、(2)による免除を求める場合は実績証明書(様式第5号)を、令和元年5月17日までに沖縄県北部福祉事務所生活保護班あて提出してください。提出期限日において、免除の可否を決定します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 現金で納付する場合

県より納付書を発行しますので金融機関等で納付してください。納付及び還付手続きは下記のとおりです。

(1) 納付方法

- ア 入札保証金納付書発行依頼書(様式第3号)、債務者登録票(様式第8号)に必要事項を記入し、令和元年5月21日(火)午後3時までに沖縄県北部福祉事務所生活保護班に提出する。
 - イ 債務者登録票(様式第8号)に基づいて納付書を発行するので納付書記載の納付場所において納付する。
 - ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、入札時に受領書(原本)を持参すること。
- (2) 還付方法 落札者とならなかった者は、入札保証金還付請求書(様式第4号)を沖縄県北部福祉事務所生活保護班に提出すること。